

# 受理官庁

## 【手続編】

### ～国際段階の手続～

\* 国内段階の各手続の様式については、「指定(選択)官庁編」中に掲載しています。

( 空 白 頁 )

# 第1章 特許協力条約に基づく国際出願の概要

## 第1節 特許協力条約に基づく国際出願

### 1. 保護の対象

(1) 発明の保護のための出願は、「特許協力条約に基づく国際出願(以下、国際出願)」として出願することができます。 (条3(1))

2004年1月1日以降の国際出願日を有する国際出願は、全ての「特許協力条約の締約国(以下、締約国)」を指定したものとみなされる(みなし全指定)と同様に全ての種類の保護を求める国際出願として取り扱われます。 (規4.9(a))

(2) 発明の保護のための出願には、特許以外に、追加特許、追加証、追加発明者証、若しくは追加実用証などが含まれます。 (規4.11(a)(iii))

日本国については、国内段階に移行する際に、特許、又は実用新案を対象とすることができます。 (特184の3(1)、実48の3(1))

(3) いざれかの指定国において国際出願が追加特許、追加証、追加発明者証、若しくは追加実用証を求める出願などとして取り扱われること、又は、いざれかの指定国(の国際調査等)において先の出願の継続出願又は一部継続出願として取り扱われることを希望する場合は、国際出願の願書の追記欄等にその旨及び原出願等を記載します。 (規4.11(a)(iii)(iv))

### 2. 国際出願の出願人

(1) 国際出願をすることができる者は、締約国の居住者及び国民です。 (条9(1))

締約国において現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する場合には、当該締約国において住所を有するものとみなされます。 (規18.1(b)(i))

締約国の国内法令に従って設立された法人は、当該締約国の国民とみなされます。 (規18.1(b)(ii))

(2) 条約の締約国ではないが「工業所有権の保護に関するパリ条約(以下、パリ条約)」の締約国である国の居住者及び国民は、総会の決定により国際出願をすることができます。 (条9(2))

(3) 出願人が二人以上いる場合、出願人のうち少なくとも一人が条約第9条の規定に基づき国際出願をする資格を有するときは、国際出願をすることができます。 (規18.3)

### 3. 国際出願の提出先

締約国の国民及び居住者が出願人として国際出願を提出できる官庁を受理官庁といい、少なく

とも出願人のうち一人が日本国民または居住者であれば、日本国特許庁に出願することができます。また、出願人の選択により、出願人がどの締約国の国民または居住者であるかに關係なく、受理官庁としての国際事務局に出願することもできます。 (規 19.1 (a)、規 19.2)

#### 4. 国際出願の効果

国際出願日が認定された国際出願は、各指定国における正規の国内出願としての効果を有し、国際出願日は、各指定国における実際の出願日とみなされます。 (条 11 (3))

また、国際出願日が認定された国際出願は、パリ条約にいう正規の国内出願とされ、優先権を生じさせるものと認められます。 (条 11 (4)、パリ条約 4 A (2))

#### 5. 言語

##### (1) 出願の言語 (条 3 (4) (i))

国際出願の言語として認められる言語は、受理官庁により定められています。 (規 12.1 (a))

受理官庁としての日本国特許庁が受理する国際出願の言語は以下の二つです。

- ① 日本語 (法 3 (1))
- ② 英 語 (法施 12)

##### (2) 通信の言語

① 出願人から受理官庁にあてる書簡の言語は、当該国際出願の言語と同一の言語を用います。 (細 104 (a))

② 国際事務局にあてる書簡の言語は、国際出願の言語が英語又はフランス語である場合には国際出願の言語を使用します。国際出願の言語が英語又はフランス語のいずれでもない場合には、国際事務局にあてる書簡の言語は英語又はフランス語のいずれかを使用します。 (細 104 (b))

③ 出願人が国際調査機関又は国際予備審査機関に提出する書簡又は文書は、当該書簡又は文書に係る国際出願の言語と同一の言語を使用してください。国際出願の翻訳文が規則 2 3. 1 (b)に基づき送付されている場合、または規則 55.2 の規定により提出されている場合には、その翻訳文の言語を使用します。 (規 92.2 (a))

#### 6. 受理官庁による送付

##### (1) 送 付

受理官庁は、国際出願日を認定した国際出願について、

① 受理官庁用写し(home copy)を作成して保持します。 (条 12 (1)、規 21.1 (a))

② 記録原本(record copy)を、優先日から 13 月以内に国際事務局に到達するように送付します。 (規 22.1 (a))

③ 国際出願の翻訳文が求められており、当該翻訳文の言語で国際公開される場合には、翻訳文を記録原本とともに、又は記録原本が既に送付されているときには、翻訳文の受領後速やかに国際事務局に送付します。 (規 22.1 (h))

④ 調査用写し(search copy)を作成し、管轄国際調査機関に対して調査手数料が支払われている場合は、遅くとも国際事務局に記録原本を送付する日と同じ日に国際調査機関に送付し、調査手数料が支払われていない場合は、調査手数料が支払われた後に速やかに送付し

- ます。 (規 21.1(a)、規 23.1(a))
- ⑤ 國際出願の翻訳文が提出された場合には、翻訳文の写し及び願書の写しを調査手数料が支払われた後に速やかに管轄国際調査機関に送付します。 (規 23.1(b))
- ⑥ コンピュータによる読み取りが可能な配列リストは、受理官庁が国際調査機関に送付します。 (規 23.1(c))

## (2) 記録原本が未到達の場合

- ① 國際事務局は、規則 20.2(c) の通知の写しを受理しているにもかかわらず、優先日から 14 月以内に記録原本を受け取っていない場合には、その旨を出願人及び受理官庁に通知します。 (規 22.1(c))
- ② 前記①の通知の日から 3 月以内に記録原本を国際事務局が受理しなかった場合には、国際出願は取り下げられたものとみなされます。 (条 12(3)、規 22.3)
- ③ 出願人は、優先日から 14 月を経過した後に受理官庁に対し国際出願の写しを提出して同一性の認証を請求し、その謄本を国際事務局に送付することができます。国際事務局が記録原本を受理するまでの間は、その謄本が記録原本とみなされます。 (規 22.1(d)(f))

# 7. 國際調査

## (1) 國際調査機関

- ① 國際調査機関は、総会が選定します。国内官庁及び政府間機関は、人員及び資料等の一定の要件を満たしている場合に国際調査機関となることができます。 (条 16(3)(a)(c)、規 36)
- 国際調査機関は、オーストリア、オーストラリア、カナダ、中国、ヨーロッパ特許庁、スペイン、フィンランド、日本、韓国、ロシア、スウェーデン、米国、北欧特許庁、ブラジルの 14 機関です。
- ② 受理官庁は、国際調査を管轄することになる 1 又は 2 以上の国際調査機関を特定します。 (条 16(2))
- ③ 日本国特許庁が受理した国際出願の管轄国際調査機関は、日本語出願については日本国特許庁、英語出願については日本国特許庁又はヨーロッパ特許庁のいずれかを選択することができます。

## (2) 國際調査報告

- ① 國際出願は国際調査の対象とされ、関連のある先行技術を発見することを目的とし、明細書及び図面に妥当な考慮を払った上で、請求の範囲に基づいて行われます。 (条 15(1)(2)(3)、規 33.3)
- ② 國際調査は、国際調査機関によって行われます。 (条 16(1))
- 国際調査報告は、調査用写しの受領から 3 月又は優先日から 9 月の期間のうちいずれか遅く満了する期間内に作成され、出願人及び国際事務局に送付されます。
- (条 18(1)、(2)、規 42.1) 【様式編 3-2・ISA/210】

## (3) 國際調査報告の不作成

国際調査機関は、国際出願について次のいずれかの事由がある場合には、その旨を宣言し、国際調査報告を作成しない旨を出願人及び国際事務局に通知します。

(条 17(2)(a)、規 39.1)

- ① 國際調査を要しないものであると認め、かつ、調査を行わないと決定した場合。  
(条 17(2)(a)(i))
- ② 明細書等が調査を行うことができる程度に所定の要件を満たしていないと認めた場合。  
(条 17(2)(a)(ii))

なお、一部の請求の範囲について上記①②の事由があるときは、当該請求の範囲について國際調査報告にその旨を記載し、他の請求の範囲について國際調査報告を作成します。  
(条 17(2)(b))

國際出願が発明の單一性の要件を満たしていない場合、國際調査機関は出願人に対し追加手数料の支払いを求め、國際調査報告は、請求の範囲に最初に記載されている発明に係る部分及び追加手数料が支払われているときは、その発明の部分について作成します。追加手数料が支払われていないときは、その発明の部分については國際調査を行わなかった旨が國際調査報告に表示されます。  
(条 17(3)(a)、規 43.7)

#### (4) 発明の名称及び要約の決定

発明の名称及び要約の記載がない場合で、受理官庁が出願人に対して補充をすることを求めた旨の通知を國際調査機関が受領していないとき、又は規則に従って作成されていないと國際調査機関が認めた場合には、國際調査機関が作成します。  
(規 37.2、規 38.2)

出願人は、國際調査報告の発送の日から1月以内に國際調査機関に対して、提案された要約の修正又は國際調査機関が要約を作成した場合には、提案された要約の修正若しくは意見、又は両方を述べることができます。  
(規 38.3)

(5) 2004年1月1日以降の國際出願日を有する國際出願については、肯定的・否定的のいずれにかかわらず國際調査報告と同時に國際調査見解書が作成されます。この見解書は、國際予備審査請求があった場合には國際予備審査機関による見解書とみなされます。また、國際予備審査請求がされない場合には、國際事務局は見解書と同一内容の「特許性に関する國際予備報告（特許協力条約第一章）」を発行し、優先日から30月を経過した後に送達要求のあつた各指定官庁に送達されます。  
【様式編 3-3・ISA/237】

### 8. 請求の範囲の補正（条約第19条の規定に基づく補正）

出願人は、國際調査報告の送付の日から2月又は優先日から16月のいずれか遅く満了する期間内に、國際事務局に補正書を提出することにより、請求の範囲について1回に限り補正することができます。  
(条 19、規 46) 【様式編 5-1】

### 9. 國際公開

(1) 國際公開の時期  
國際出願の國際公開は、優先日から18月が経過した後速やかに國際事務局が行います。  
(条 21(1)、条 21(2)(a))

(2) 早期の國際公開  
出願人は、前記の期間が満了する前に、國際事務局に対して、國際公開を行うよう請求することができます。  
(条 21(2)(b)) 【様式編 5-2】

### (3) 国際公開の形式、入手方法、及び内容

2006年4月1日以降の国際公開の形式は、電子形式です。

国際公開の公開日以降に、W I P O ホームページの国際出願検索(PATENTSCOPE<sup>®</sup>: Search International Patent Applications - <http://www.wipo.int/pctdb/en/index.jsp>)の機能を用いて入手できます。

国際公開には、国際出願の内容とともに国際調査報告又は国際調査報告を作成しない旨の宣言、明白な誤記の訂正請求、理由及び意見(ただし、国際公開の準備が完了する前に国際事務局が受理した場合)、優先権に関する情報、寄託した微生物材料に関する表示、規則4.17に規定する申立の表示、国際調査報告書の送付後に条約19条に基づく請求の範囲を補正したときは、その補正後の請求の範囲・補正の説明書が掲載されます。

(条21(3)(4)、規48.1、規48.2(a), (f))

### (4) 国際公開の言語

#### ① 公開言語

国際出願が国際公開の言語(アラビア語、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語又はスペイン語)でされた場合には、国際公開は、国際出願がされた言語で行われます。 (規48.3(a))

#### ② 公開言語以外による国際出願の公開の言語

国際公開の言語以外でされた国際出願は、国際公開の言語による翻訳文が提出された場合には、当該翻訳文の言語で国際公開が行われます。 (規48.3(b))

#### ③ 英語以外の言語による国際出願

国際出願の国際公開が英語以外の言語で行われる場合には、国際調査報告、国際調査報告を作成しない旨の宣言、発明の名称、要約及び要約に添付する図に係る文言については当該国際出願の言語及び英語の翻訳文(規則12.3に基づき出願人が翻訳文を提出しない場合は、国際事務局の責任で作成した英語の翻訳文)の双方で国際公開が行われます。

(規48.3(c))

### (5) 国際公開の効果

国際公開の指定国における効果は、原則として審査を経ていない国内出願の強制的な国内公開について、その指定国の国内法令が定める効果と同一です。

(条29(1)、特184の10)

## 10. 指定官庁への送達

2004年1月1日以降の国際出願日を有する国際出願では、条約第20条に規定する指定官庁への送達は、指定官庁の請求により国際事務局が行います。

国際事務局は、優先日から28月の経過後ただちに出願人に対し、条約第20条に規定する送達が行われた指定官庁及びその送達の日又は条約第20条の送達を請求しなかつた指定官庁について通知を送付します。 (条20(1)(2)、規則47.1)

## 11. 国際予備審査

### (1) 目的

国際予備審査は、請求の範囲に記載されている発明の新規性・進歩性・産業上の利用可能

性について、予備的なかつ拘束力のない見解を示すことを目的とします。 (条33(1))

#### (2) 国際予備審査の請求

国際出願は、出願人の国際予備審査の請求により、国際予備審査の対象となります。

(条31(1))

国際予備審査の請求は、出願人の任意による手続であり、国際出願とは別個に行います。

(条31(3))【様式編7-1・I P E A/401】

#### (3) 国際予備審査の請求をする資格を有する出願人

出願人又は複数の出願人がある場合には、そのうちの少なくとも一人の出願人が第2章の規定に拘束される締約国の居住者又は国民であり、かつ、第2章の規定に拘束される締約国の受理官庁又はその締約国のために行動する受理官庁に国際出願をした場合は、出願人は国際予備審査機関に対して国際予備審査の請求をすることができます。

(条31(2)(a)、規54.2)

#### (4) 国際予備審査の請求のできる期間

2004年1月1日以降の国際出願日を有する国際出願については、国際予備審査の請求のできる期間が定められています。

すなわち、国際調査報告又は国際調査報告を作成しない旨の宣言及び見解書の送付の日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期間までに国際予備審査の請求をしなければなりません。 (規54の2.1(a))

なお、上記の期間を経過してなされた国際予備審査の請求は、提出されなかつたものとみなされ、国際予備審査機関は、その旨を宣言することになります。 (規則54の2.1(b))

#### (5) 条約第34条補正

国際予備審査の請求をした出願人は、国際予備審査の請求書の提出の時又は国際予備審査報告が作成されるまでの間に、請求の範囲・明細書・図面について補正することができます。

(条34(2)(b)、規66.1(b)、ただし、規66.4の2に注意)

また、国際予備審査機関は見解書の送付又は出願人の請求により、補正をする機会を与えることができます。 (規66.2(c)、規66.4(b))

補正の効果は、選択国についてのみ及びます。 (参考: 条36(3)(b)、規74.1)

#### (6) 国際予備審査機関

受理官庁は、国際予備審査の請求につき、国際予備審査を管轄することとなる1又は2以上の国際予備審査機関を特定します。 (条32(2))

受理官庁としての日本国特許庁が受理した国際出願の管轄国際予備審査機関は、日本語出願については日本国特許庁、英語出願については、日本国特許庁が国際調査を行った場合は日本国特許庁であり、ヨーロッパ特許庁が国際調査を行った場合はヨーロッパ特許庁が管轄国際予備審査機関となります。 (法施11条の3)

#### (7) 国の選択

国際予備審査の請求書の提出は、指定された国であつて特許協力条約第二章(国際予備審査)の規定に拘束される全締約国の選択を構成します。 (規53.7)

(8) 国際予備審査報告(特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第二章))

- ① 国際予備審査は、国際予備審査機関が行い、所定の期間内に国際予備審査報告を作成し、附属書類(条約第19条、第34条による補正書の差し替え用紙及び国際予備審査機関により許可された明らかな誤りの訂正の差し替え用紙)とともに出願人及び国際事務局に送付されます。

(条32(1)、条35(1)、条36(1)、規70.16) 【様式編6-2・I P E A/409】

- ② 国際予備審査報告は、選択国が要求した場合、国際事務局の責任において英語に翻訳され、附属書とともに各選択官庁に送達されます。また、出願人に国際予備審査報告の翻訳文の写しが送付され、出願人はその翻訳文の誤りについて意見書を各関係選択官庁及び国際事務局に送付することができます。 (条36(2)、規72.2、規72.3)

## 1 2. 指定官庁又は選択官庁に対する手続

### (1) 翻訳文等の提出

- ① 国内移行における翻訳文提出期限は、優先日から30月となりましたが、いくつかの加盟国については、国内法令が整うまでの間、従来通り翻訳文提出期限は優先日から20月(優先日から19月を経過する前に国際予備審査の請求を行った場合にのみ優先日から30月という経過措置のある国がありますので、特に注意が必要です。)を経過する時までに、各指定(選択)官庁に対し国際出願の写し(条約第20条の指定官庁への送達が既になされている場合を除いて)及び所定の翻訳文を提出し、該当する場合には国内手数料を支払わなければなりません。 (条22(1)、条39(1)(a))

- ② 上記①の手続を期間内にしなかった場合には、国際出願は当該締約国の国内出願の取下げの効果と同一の効果をもって消滅します。 (条24(1)、条39(2))

- ③ 指定(選択)官庁においては、上記①の翻訳文等の提出期間の満了前は国際出願の処理又は審査は行われません。 (条23(1)、条40(1))

- ④ 上記③に拘らず出願人の明示の請求(出願審査の請求)により、指定(選択)官庁は、国際出願の処理又は審査をいつでも行うことができます。 (条23(2)、条40(2))

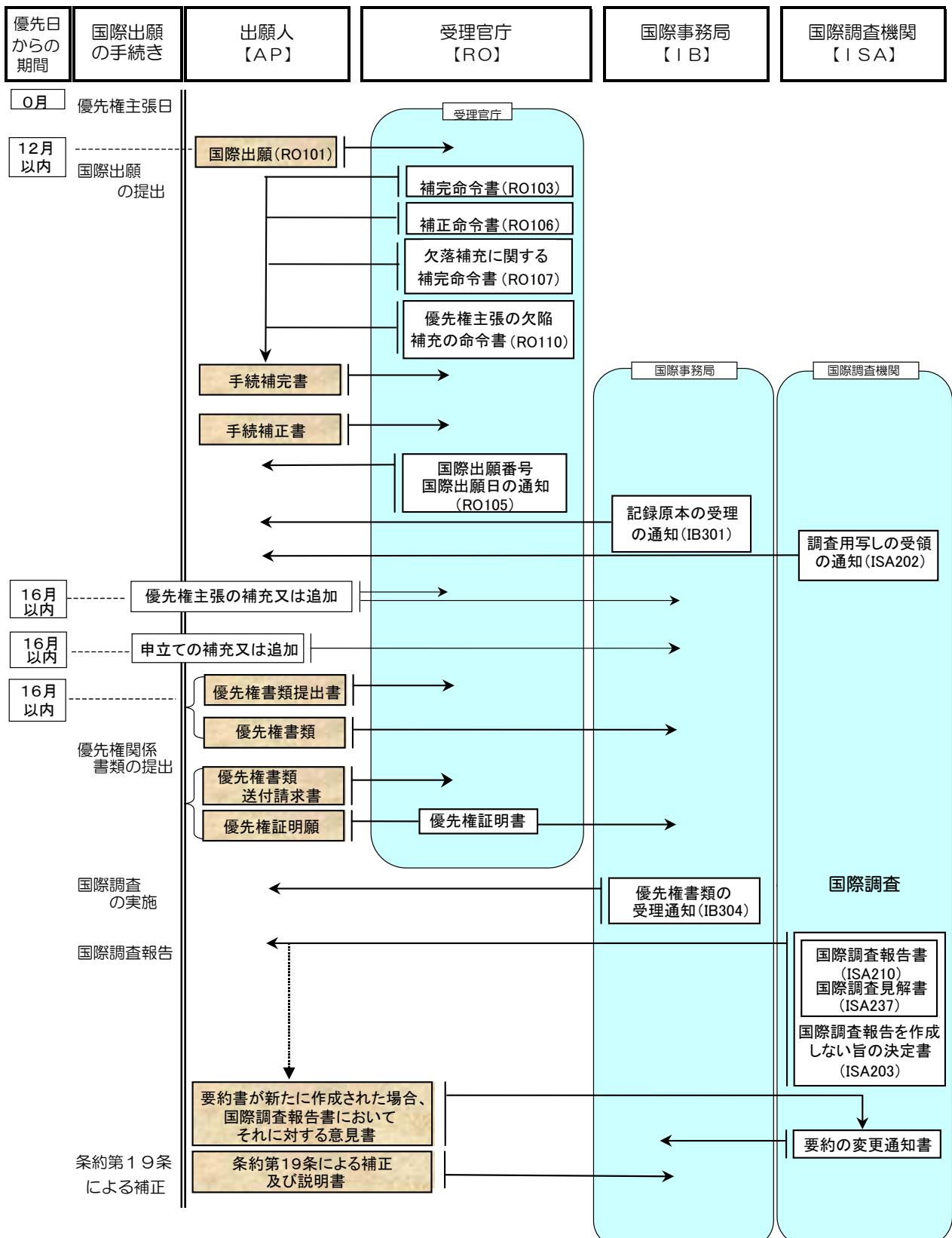
### (2) 指定官庁による検査

- ① 出願人は、国際出願が次の各項によるときは、その通知の日から2月以内に国際事務局に対して指定官庁に当該出願に関する書類を送付するよう請求し、出願人が特定した各指定官庁に前記期間と同じ期間内に所定の翻訳文及び必要な手数料の支払を条件として、受理官庁又は国際事務局の拒否・宣言又は認定が正当であるかどうかの申し立てをすることができます。 (条25、規51.1)

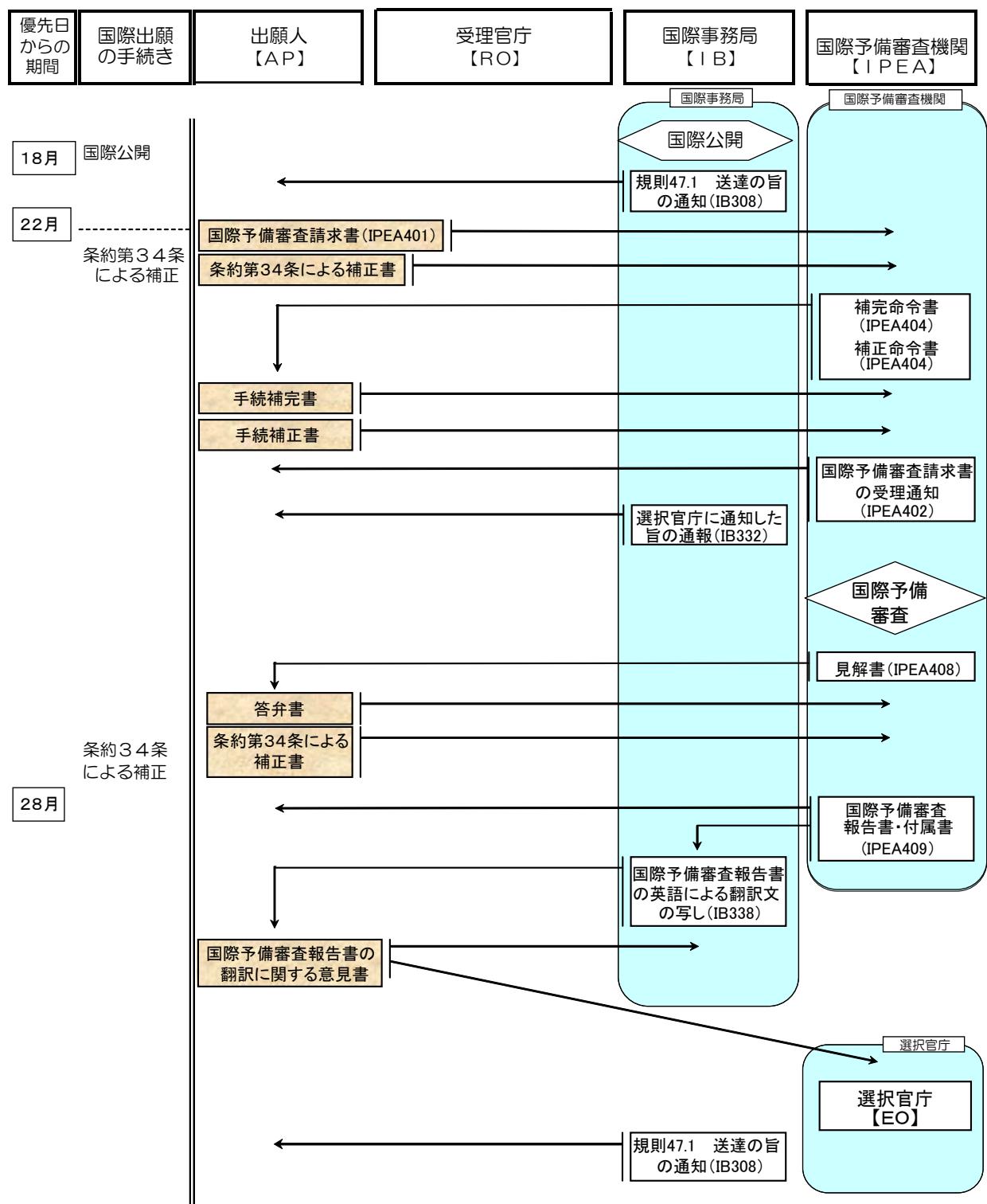
- a 受理官庁が国際出願日を認めることを拒否した場合 (規20.4(i))  
b 受理官庁が国際出願は取り下げられたものとみなす旨を宣言した場合又はいずれかの国の指定は取り下げられたものとみなす旨を宣言した場合 (規29.1(ii))  
c 国際事務局が所定の期間内に国際出願の記録原本を受理していないと認定した場合 (規24.2(c))

- ② 指定官庁がその拒否・宣言又は認定が受理官庁又は国際事務局の過失の結果であると認めた場合には、当該国際出願は、当該指定官庁に関する限りこのような拒否・宣言又は認定がなかったものとして取扱われます。 (条25(2)(a))

## 第2節 國際出願における出願人が提出する書類及び出願人に対する通知書（國際段階）



## 国際出願における出願人が提出する書類及び出願人に対する通知書（続）



## 国際出願における出願人が提出する書類及び出願人に対する通知書（続）

